

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月9日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第7号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 512 842 544"><u>ストーカー行為等の規制等に関する法律施行細則</u></p> <p data-bbox="188 627 264 659">（趣旨）</p> <p data-bbox="141 663 1093 842">第1条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号。以下「聴取規則」という。）の<u>施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="188 887 488 919">（意見の聴取の公示手続）</p> <p data-bbox="141 927 282 959">第3条 略</p> <p data-bbox="188 1002 629 1034">（香川県警察本部長への事務の委任）</p> <p data-bbox="141 1038 1093 1109">第4条 <u>法の規定により香川県公安委員会の権限に属する事務のうち次に掲げるものは、香川県警察本部長が行うものとする。</u></p> <p data-bbox="172 1114 1093 1436"><u>(1) 法第5条第1項の規定による命令</u> <u>(2) 法第5条第2項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞</u> <u>(3) 法第5条第3項の規定による命令</u> <u>(4) 法第5条第3項後段の規定による意見の聴取</u> <u>(5) 法第5条第6項又は第7項（同条第10項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知</u> <u>(6) 法第5条第9項の規定による延長の処分</u> <u>(7) 法第13条第2項の規定による報告の徴収若しくは資料の提出の要求</u></p>	<p data-bbox="1218 512 2085 582"><u>ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則</u></p> <p data-bbox="1180 627 1256 659">（趣旨）</p> <p data-bbox="1133 663 2085 850">第1条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の<u>規定に基づき行う意見の聴取に関する手続に関し、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号。以下「聴取規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1180 887 1480 919">（意見の聴取の公示手続）</p> <p data-bbox="1133 927 1274 959">第3条 略</p>

又は質問

(警察署長への事務の委任)

第5条 法の規定により香川県公安委員会の権限に属する事務のうち次に掲げるものは、警察署長が行うものとする。

(1) 法第5条第3項の規定による命令

(2) 法第5条第6項又は第7項の規定による通知（前号に掲げる命令に係るものに限る。）

(3) 法第13条第2項の規定による報告の徴収若しくは資料の提出の要求
又は質問（第1号に掲げる命令に係るものに限る。）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年6月14日から施行する。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

2 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～62 略					1～62 略				
63 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	第5条第1項	禁止命令等		*○	63 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	第4条第5項	警察本部長等からの警告に関する事項の報告の受理	○	
	第5条第2項	禁止命令等に係る聴聞の実施の決定		*○		第5条第1項	警告に従わない者に対する禁止命令等	○	
	第5条第3項	緊急の必要があると認めるときの禁止命令等		*○		第5条第2項	禁止命令等に係る聴聞の実施の決定	○	
	第5条第3項	緊急の必要があると認めるときの禁止命令等		*○					

	に係る意見の聴取		
第5条第4項	意見の聴取の通知（行政手続法第15条第1項の準用）		*○
第5条第4項	所在不明の場合における事務所の掲示場への掲示（行政手続法第15条第3項の準用）		*○
第5条第4項	代理人の資格の証明の確認（行政手続法第16条第3項の準用）		*○
第5条第4項	代理人がその資格を失ったときの当該代理人を選任した当事者の届出の受理（行政手続法第16条第4項の準用）		*○
第5条第4項	文書等の閲覧の請求の受理並びに文書等の閲覧の請求に対する許可及び拒否（行政手続法第18条第1項及び第2項の準用）		*○
第5条第4項	閲覧の日時及び場所の指定（行政手続法第18条第3項の準用）		*○
第5条第4項	意見の聴取の主宰者の指名（行政手続法第19条第1項の準用）		*○
第5条第4項	意見の聴取の期日における審理の公開及び非公開の決定（行政手続法第20条第6項の準用）		*○
第5条第4項	意見の聴取調書及び報告書の受理（行政手続法第24条第3項の準用）		*○

第5条第4項	意見の聴取調書及び報告書の閲覧の請求の受理及び許可（行政手続法第24条第4項の準用）		*○
第5条第4項	意見の聴取の再開の命令（行政手続法第25条の準用）		*○
第5条第6項	禁止命令等をしたときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知		*○
第5条第7項	禁止命令等をしなかったときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知		*○
第5条第9項	禁止命令等の有効期間の延長の処分		*○
第5条第10項	禁止命令等の有効期間の延長の処分に係る聴聞の実施の決定（第5条第2項の準用）		*○
第5条第10項	禁止命令等の有効期間の延長の処分をしたときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知（第5条第6項の準用）		*○
第5条第10項	禁止命令等の有効期間の延長の処分をしなかったときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知（第5条第7項の準用）		*○

第5条第4項	禁止命令等をしたときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知		○
第5条第5項	禁止命令等をしなかったときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知		○
第6条第4項	警察本部長等からの仮の命令に関する事項の		○

	報告の受理		
第6条第5項	仮の命令の報告を受けた場合の意見の聴取	○	
第6条第6項	意見の聴取の通知（行政手続法第15条第1項の準用）		○
第6条第6項	所在不明の場合における事務所の掲示場への掲示（行政手続法第15条第3項の準用）		○
第6条第6項	代理人の資格の証明の確認（行政手続法第16条第3項の準用）		○
第6条第6項	代理人がその資格を失ったときの当該代理人を選任した当事者の届出の受理（行政手続法第16条第4項の準用）		○
第6条第6項	文書等の閲覧の請求の受理並びに文書等の閲覧の請求に対する許可及び拒否（行政手続法第18条第1項及び第2項の準用）		○
第6条第6項	閲覧の日時及び場所の指定（行政手続法第18条第3項の準用）		○
第6条第6項	意見の聴取の主宰者の指名（行政手続法第19条第1項の準用）	○	
第6条第6項	意見の聴取の期日における審理の公開及び非公開の決定（行政手続法第20条第6項の準用）	○	
第6条第6項	意見の聴取調書及び報	○	

	第13条第2項	関係者に対する報告の徴収若しくは資料の提出の要求又は質問		*○
(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第19号)	第2条第3項	欠格事由の発生に伴う新たな意見の聴取の主宰者の指名		*○
	第8条第1項	意見の聴取の期日又は場所の変更		*○

	6項	告書の受理(行政手続法第24条第3項の準用)		
	第6条第6項	意見の聴取調書及び報告書の閲覧の請求の受理及び許可(行政手続法第24条第4項の準用)		○
	第6条第6項	意見の聴取の再開の命令(行政手続法第25条の準用)	○	
	第6条第7項	仮の命令が不当でないと認めるときの禁止命令等	○	
	第6条第9項	仮の命令の失効	○	
	第9条第2項	関係者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は関係者に対する質問		○
	第10条第3項及び第5項	他の都道府県公安委員会への通知		○
(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第19号)	第2条第3項	欠格事由の発生に伴う新たな意見の聴取の主宰者の指名(公安委員が主宰する場合)	○	
		欠格事由の発生に伴う新たな意見の聴取の主宰者の指名(警察職員が主宰する場合)		○
	第8条第1項	意見の聴取の期日又は場所の変更(公安委員が主宰する場合)	○	
		意見の聴取の期日又は場所の変更(警察職員が主宰する場合)		○

第8条第2項	変更申出書の受理		*○
第8条第3項	意見の聴取の期日又は場所の変更の通知		*○
第9条第2項	文書閲覧の日時及び場所の通知		*○
第11条第1項	審理の公開の通知並びに意見の聴取の期日及び場所の公示		*○
第18条第2項	意見の聴取調書等の閲覧の日時及び場所の指定並びにその通知		*○

64～101 略

備考
略

第8条第2項	変更申出書の受理		○
第8条第3項	意見の聴取の期日又は場所の変更の通知		○
第9条第1項	文書閲覧請求書の受理		○
第9条第2項	文書閲覧の日時及び場所の通知		○
第11条第1項	審理の公開の通知並びに意見の聴取の期日及び場所の公示		○
第18条第2項	意見の聴取調書等の閲覧の日時及び場所の指定並びにその通知		○

64～101 略

備考
略